

答申第 879 号

諮問第 1556 号

件名：文部科学省への回答の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、「文部科学省への回答」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、個人の氏名、所属する学校名、その他特定の個人を識別できる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 1 月 5 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 17 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

文書で、「黒塗り」されている部分は、教育委員会名、教育長名、学校名、校長名、教諭名、管理主事の所属名、管理主事名、指導主事の所属、指導主事名、私立校名、等である。

開示しないことの理由として、処分庁が「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」ということを述べている。しかしながら、職務に関する事での事案であり、不開示にする理由にはならない。本件に関するような場合、個人に、物は送らないということである。

開示された資料をまとめると、「恣意的発言はしていない…記録から確認済み」ということから、資料からすると、会社から、一方的に送られてきたが、見返りのための働きかけはしていないということが、明らかになっている。

さらに、すぐに引き取ってもらったり、その後、返金等がなされているということである。

これらの経過等からすると、処分庁において、該当する職員の、所属、名前などを黒塗りにする理由はない。

逆に、開示しないことが（黒塗り）憶測、風評を呼び、該当職員も含

め、信頼失墜につながることになるといえる。ある意味、物を送られた職員等はまき込まれた、言い過ぎかもしれないが、被害者でもあるといえる。何かをかくしているのではないかという、(一部を開示しないことは) 疑問をもたれるような対応に、理解に苦しむ。

黒塗りにすることに、何かあるのではないかという疑いと、疑問をもつ。

李下に冠^り、のたとえもあるので、処分庁が自らを含め、戒めるためにも、本件内容について、すべてを公表して、自らの身の潔白を明らかにすることが処分庁として、文科省も含め、教育行政に対する信頼回復のためにも、早急な取り組みが求められているといえる状況である。

これからの処分庁、県、として職員の不祥事への取り組みは、緊急の課題である。

足元の事案からの、取り組みが求められているということなのに、本件が、なぜ、黒塗りになるのか、理解できない。

黒塗りが取れたら、当事者からしたら身の潔白がさらに、明らかになる。そのほかの職員等からすると、まっさらであったということが明らかになる。

処分庁に対しては、当然のことは行ったということで信頼を得ることである。不利益等ないといえる時に黒塗りはあり得ないということである。

もし、処分庁が一部を開示できないとするなら、それぞれ一部開示されない部分についての具体的な理由を説明する義務がある。説明なき一方的黒塗りは違法である。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件、請求内容は、重大事件である。

弁明書は「贈答品を受け取ったとされる…」とあるがまさに贈答品を受け取っていた。ということである。事実認定があいまい(されるとある)であると、不開示にされている内容に対して、公務員の個人情報というような、表現によって、処分庁は不開示理由にする。しかしながら、不開示理由にはならない。本件審査請求によって、求めているものは公務員の職務に関する、事実関係であり、個人に関する情報という言い逃れは許されない。

職務上、関係しているから送られてきたということである。もし職務上関係ないというなら即刻返却すべきでなかったといえる。しかしながら受け取っていたということは(何年もしてから問題になったから返却したということは、受け取っていたことの不適正を認め、不適正がなかったことにしているということになる)職務上に関係していることを認識していたといえる。

(イ) 贈答品を受け取った職員には、職務に関する事であり、説明責任があり身の潔白のために、自ら氏名等を公表すべき事案である。

弁明書の「採択に関与し得る…」か、どうかは、氏名等の開示を求める本件審査請求には直接影響しないし、関係しない。また、本件請求は、それ以前の問題であり、不適切行為についてであり、まさに「^り季下に冠を正さず」、ということからすれば、贈答品を受け取った職員は、全員が、その身の潔白を明らかにする義務と責任がある。もしくは何らかの弁明をする責任がある。

教科書選定に関しての疑惑、問題は、今に始まったわけではなく、これまで、何度か問題になったことは、周知されていることであり、問題防止のための、対応、対策は、これまで行われてきている。疑惑等がもたれたことで、その上での今回調査ということであるから、贈答の疑惑が起きたということだけでも大問題であることは明らかである。関係する事実関係、内容は、すべて開示されることは当然である。個人のこととして、不開示にする事こそ、問題であるし、処分庁が、一部でも不開示にすることは問題の隠ぺいに手を貸しているといわれても仕方のないことである。隠ぺい等の、疑惑をもたれることが本意でないとしたら、速やかに、開示すべきである。

(ウ) 教育委員会、学校長等は、これまで、不祥事防止のための取り組みをしてきている。毎年、虚礼廃止等の呼びかけを職員にしてきている。あるべき姿に戻るということなら、自らが範を示すべきである。

一方で、校長、教育委員等が、贈答品を受け取っていたということは、理解に苦しむことであり、もしかして、虚礼廃止等、教科書選定に関して、判断能力等がなかったのかと疑問をもつ。職務責任として、自ら、事実関係を公表すべきことであつた。

贈答品等が、きた時点で、公表すべきであつたということである。それと並行して、返金（品）等を行うべきであつた。3年分、4年分の金額を返金ということにはならなかったということである。公に問題になったから、返金ということは、大変残念な対応としか言いようがない。

示しが見つからない、ということでもある。本件は、今後の問題防止のためにも、氏名等の公開は、ぜひ必要である。公表しない理由が理解できない。氏名等を公表して、もし困ることがあつたら明らかにすべきである。その説明なしの氏名の非開示は、不当である。

(エ) 弁明書の「疑義を抱かせた者について、…サービス上の措置をしている」ということからしたら、「疑義を抱かせた者」に関しては、その役職上の責任、さらに、職務上権限の問題でもあり、全面的に公表されることが、求められる。

再度述べるが、なぜ公表されないのか理解できない。

例えば、教育長、校長というからには、その責任は、重いことは明らかであり、本来は自ら公表されるくらいの責任、見識等を備えた人であるといえる。事実関係を明らかにして、自らの責任を自らがとるということを定着させてほしい。

その最初が、今回の組織的ともいえる贈答事件に対する氏名等の公表であるといえる。

- (カ) 弁明書「特定の個人を識別することができる」ということが理解できない。教育長、校長の行動は、組織の代表であり、職務に関するその行動は、軽いものではないことは明らかである。

その職責に、そぐわない場合は、責められることは覚悟して、職務に当たっているといえる。

事件等があった時に、職責上、教育長、校長等が、責任等を取らない、もしくは、人任せ（処分庁の氏名等の非開示）というような姿勢は、許されない。今回は事件の当事者であることからすると、なおのことである。

- (カ) 今回の調査によって明らかになっていることからすると、年月日、H24.12（注 受け取った日？） 平成28年9月、3年分の金額を返金とある。

同様に、平成28年8月、9月がある。

受け取ってから、返金とされる日の間には、相当期間がある。それぞれが足並みをそろえたかのような動きをしている。残念ながら指摘されたから返した、組織的ともいえる対応である、というように理解した方が、妥当である。

返したから、贈答品を受けとったものが、問題ないと考えているのか、責任等を感じているのか、現段階では不明である。

教育長、校長等の立場の職員は、自らが事実関係を含め、公表等を判断する必要があるが、それ以前に、まずは公に問われる問題であると認識してもらいたい。今回の不開示部分については、公にってもらいたいと思う開示者等に（視点に対して）その重大事件かどうかの判断を拒んでいるといえる。

行政内部で、判断するのでなく、公に問うということが求められることであり、処分庁が、隠すべきことではない。

- (キ) もし今回、氏名等を公表されることを、どうしても困るということで、公表しないとしたり、その理由を具体的に、してもらいたい。

条例等の条文だけを、羅列するようなことでなく、今後、教育長、校長等として、具体的に、どのように不利益になるのか、職務の遂行にどのように困るのか、退職した人はどのように不利益になるのか、具体的にひとりひとりについて説明が求められることである。

特定の個人を識別する事ができる、とあるが、教育長、校長は個人

ではないし、これまで、教育長、校長は、特定された教育委員会、学校の長として氏名と一体で明らかになっている。今更隠れることのできない立場であることは当事者が最も理解しているといえる。

また今回氏名等を開示しない理由が理解できない。

なぜなら文部科学省の調査には、氏名等が記載されたものが提出されているからである。個人を特定ということは、公権力に対する個人ということからすると、処分庁がすでに「個人を識別…」ということから、逸脱しているといえる。それでもなお「個人を識別…」ということの根拠も明らかにしてもらいたい。

(ク) 本件で審査請求人が、開示請求している文書は、重大事件であり、返金等の組織的ともいえる対応を考えると、個人のこと、職務外、などとは云ってはいられない事案であることは明らかである。また、文部科学省には報告済みの内容である。

氏名等の全面的な開示を求めるものである。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

大きな趣旨としては、本件については一切公開されるべきだと考えている。本人の名前とか当時の役職とかが明確にならなければ、何が起きたかという本質が見えてこないということになる。具体的に言うと、誰から誰へ何が動いたかということで、誰が利益を求めようとしたのか、誰が利益を受けていたのか、そういうことが明らかにならないということになる。だから、細部にわたって本件については公開されるべきだと思っている。

それから、事案自体が物品のやり取りである。日常でおごったの、おごられたのというようなことは、個人的な行為は容認されるべきものであるけど、本件については役職の人とか会社が起こした大きな事件だと思っている。動いた物は大きく動いていないように見えるけど、本質はすごいことだと思っている。

それから、本件に至る前後においては、県において不祥事の取組等が何度も行われてきている。そういうことでの取組が本当に進んでいたかどうか、そういうこととの関連もあり、公開されるべきだと思っている。そうしなければ、こういうことが起きたときに、職員の名前とか勤務校を明らかにしなければ、ある意味隠蔽することが職員の職務になってしまう。開示請求者が出てきたら、そのための対応せざるを得ない。もう全部明らかにしてしまえば、仕事が増えることもない。そういう意味では、本件について、今後こういうことが起きたら、一切公開するということがよいのではないかという試金石でもあると思っている。私としては、会社も役職者も含めて、物品に関する対応については厳密な意味での対応をする責任、責務があったと思っている。これを非公開にすれば、

これからにもその影響はあるし、またこのようなことがあったら、言い過ぎかもしれないけど、職員が隠蔽に走ることが職務になってくる。これからのことを考えたら、やはり本件については公開されるべきだと思っている。このような弁明に当たる仕事、そのための前段階として書類の小さい文字を一つ一つ消していかないといけない仕事、これは二重の意味での負担を職員にかけていることになる。そういう意味では組織自体が職員の職務のことも考えて、それから実際に物を受け取ったという、軽いものではないことであるので、公開請求の条文や条例について、公開しない、黒塗りにするという部分があったら、それについて変えるべきではないか。今回もし非開示になったとしても、そういう先の見通しをしたものにしてほしいと思っている。

それから、今回会社はなぜ物を贈ってきたのかということ私としては知りたい。なぜ贈るのか、受け取った側が足元を見られたのではないか、あそこの人たちは贈ってやらないと何か文句言いそう、喜んでくれるからよいのではないかというように、見透かされたことに対して、受け取った側は怒ってよいのではないか。それだけの気迫のない仕事をしているから残念である。何かなめられているのではないかという怒りを感じてほしいと思っている。会社は社会的な存在である。全国の教科書のそれぞれが何%かのシェアをもって教科書を作っている。そういう会社が自分たちの社会的使命に基づいた行動として、もし物を贈ることに走ったということだったら、これは改めてもらうためにも私たちの県の行政の職員に対して物を贈れば、職員は氏名等丸裸にしてしまうぐらいの強い判断を今回するチャンスではないかと思っている。

また、受け取った側が今回なぜ指摘されたら返したのか。指摘されて、みんなで返している。それも相当数日数が経ってからである。本当に情けないという気がする。なぜ指摘される前に来た瞬間に全員が返せなかったか。公務員は絶えず自らを律するということが必要だと思っている。なぜ自分にこれを贈ってきたのかということを考えながら職務遂行することを当然身に付けているはずなのに、それらができなかった。これほどまでに麻痺したのかということ、残念に思う。

私はもし名前が分かったら、現職の職員の人がいたら、そこまで行きたかった。行って、あなたはなぜこのとき受け取ってしまったんだと、直接言いたかった。ところが、名前が分からないと、行けない。今回の事案も返したからいいでしょうというふうで終わってしまった人たちが多数ではないかと思っている。逆にまた別の形でこういう事態が続く可能性が心配になってきている。知ることができたら、どのような受け止め方を当事者がしているのか非常に興味を持っている。納税者の気持ちとしては実際に給与を受け取っている人たちの感覚を知る権利があるのではないかと思っている。

最後に、職員は、受け取った後の対応や処分等を考えると、金品のやり取りに関して、警戒心が全くと言っていいほどないのではないかという気がする。1円でも品物に代えられたとしても、受け取ることはいかなることか。現在の社会においてはそれは相当追及される材料になるという気持ちを是非今回の事件で持ってもらえるような判定が出る、裁決が出ると、ありがたいと思っている。職員に厳し過ぎるような対応が今回出ることを期待している。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成28年8月23日付け事務連絡で、文部科学省初等中等教育局教科書課より各都道府県教育委員会に依頼された「公正取引委員会の警告を踏まえた再調査の報告に基づく調査への対応について」（以下「本件調査」という。）に対する回答文書である。

本件調査は、平成24年度から平成27年度までの間に、教科書発行者2者が複数の教職員等に対し贈答品を渡し、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為が確認されたことを受け、当該教科書発行者による報告に基づいて文部科学省から都道府県ごとの情報の提供があったことに伴い、贈答品を受け取ったとされる教職員等に対し、贈答の事実の確認及び教科書採択への関与、影響を調査したものである。

本件行政文書は、本件調査に対する回答文書であり、定型様式と任意様式の2種類の報告書となっている。

ア 定型様式による報告書

定型様式は、整理番号、教科書発行者名、都道府県名、贈答品を受け取った者の当時の所属の国公私別・組織/学校名・職位及び氏名・ふりがな・学校種・種目、教科書発行者が提供した利益についての提供した年月日・内容・金額・提供方法・受取の有無、採択への関与・影響、採択結果、前回の採択結果、採択期間における所属の国公私別・組織/学校名・職位、調査時点における現在の所属の国公私別・組織/学校名・職位並びに備考の各欄で構成されている。

このうち、開示しないこととした部分は、贈答品を受け取った者の当時の所属のうち組織/学校名及び氏名・ふりがな、採択への関与の一部、採択期間における所属のうち組織/学校名・職位の一部及び調査時点における現在の所属のうち組織/学校名・職位の一部である。

イ 任意様式による報告書

任意様式は、贈答品を受け取った教職員等のうち定型様式の採択への関与に記載がある者、すなわち採択に関与し得る立場に就いていた者について、贈答品の受取が教科書採択の勧誘又は見返りにあたるとの認識

の有無及び採択に関わる各種会議等における発言並びにそれらを踏まえた採択への影響の有無を記載している。

このうち、開示しないこととした部分は、贈答品を受け取った者の当時の所属名及び採択に関わる各種会議の役職名・会議名である。

なお、本件調査の結果である本件行政文書に記載された教職員等のうち、本件調査時点で既に退職していた等の理由から処分権限のない者を除き、教科書採択の公平さ、公正さに疑義を抱かせた者について、当該市町村で服務上の措置をしている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件行政文書のうち、定型様式で開示しないこととした、贈答品を受け取った者の当時の所属のうち組織/学校名及び氏名・ふりがな、採択への関与、採択期間における所属のうち組織/学校名・職位並びに調査時点における現在の所属のうち組織/学校名・職位並びに任意様式で開示しないこととした、贈答品を受け取った者の当時の所属名及び採択に関わる各種会議の役職名・会議名（以下「贈答品を受け取った者の氏名等」と総称する。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 本件調査の結果を取りまとめたものについては、平成28年10月13日に公表しているが、個人が特定されないよう、「市町村教育長」、「校長」、「教諭」などと教科書採択当時の職位のみ公表している。よって、贈答品を受け取った者の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。

また、当該部分は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロに該当しない。

さらに、本件調査時点で既に退職していた者を除く本件調査対象者は公務員であるが、贈答品を受け取ったことや服務上の措置の対象となったことは、公務員の立場を離れた個人としての評価に係る私的側面を有する情報であり、職務の遂行の内容に係る情報ではないため、当該部分は同号ただし書ハに該当せず、予算の執行を伴うものでもないため、同号ただし書ニにも該当しない。

ウ 以上のことから、贈答品を受け取った者の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「会社から、一方的に送られてきたが、見返りのための働きかけはしていないということが、明らかになっている。さらに、すぐに引き取ってもらったり、その後、返金等がなされている」、「これらの経過等からすると、処分庁において、該当する職員の、所属、名前などを黒

塗りにする理由はない。逆に、開示しないことが（黒塗り）憶測、風評を呼び、該当職員も含め、信頼失墜につながることになるといえる。ある意味、物を送られた職員等はまき込まれた、言い過ぎかもしれないが、被害者でもあるといえる。何かをかくしているのではないかという、（一部を開示しないことは）疑問をもたれるような対応に、理解に苦しむ。」と主張している。

しかし、今回贈答品を受け取った者の氏名等を不開示としたのは、特定の個人が識別されることのないようにするためであり、見返りのための働きかけをしていないことなどは当該部分を開示とするか不開示とするかの判断に影響を与えるものではない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、文部科学省から依頼を受けて、平成24年度から平成27年度までの間に教科書発行者2者から贈答品を受け取ったとされる教職員等に対して調査し、文部科学省に回答した文書である。

本件行政文書は、15人について記載されている定型様式による報告書とそのうち教科書採択に関与し得る立場に就いていた6人について記載されている任意様式による報告書からなっており、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その内容は前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、贈答品を受け取った者の氏名等を個人の氏名、所属する学校名、その他特定の個人を識別できる部分とし、条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にする

ことにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、贈答品を受け取った者の氏名等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、贈答品を受け取った者の氏名等は、教科書発行者から贈答品を受け取ったとされ、本件調査の対象となった者が識別される情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。よって、贈答品を受け取った者の氏名等は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ(ア) 条例第7条第2号ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報は、行政事務に関する情報であるとともに、当該公務員等の個人に関する情報であるが、条例の目的を実現するために、これを例外的に開示することとしたものであり、「職務の遂行に係る情報」は、公務員等が職に応じて、その担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報をいうと解される。

教科書発行者から贈答品が贈られたことは、本件調査の対象となった者の職務と事実上の関係を有する面があったとしても、贈答品を受け取ったとされ、本件調査の対象となったことに関する情報自体は、これらの者が職に応じて担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報とは認められないことから、同号ただし書ハの「職務の遂行に係る情報」に当たらない。

したがって、贈答品を受け取った者の氏名等は、同号ただし書ハに該当しない。

(イ) 贈答品を受け取った者の氏名等は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないことから、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

さらに、贈答品を受け取った者の氏名等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上により、贈答品を受け取った者の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請

求人その他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 4. 27	諮問（弁明書の写しを添付）
30. 7. 3	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 9. 10 (第 556 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 10. 11 (第 558 回審査会)	審議
30. 11. 1	答申